

(保 401) (情シ 60)
令和 3 年 3 月 31 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事
松本 吉郎
長島 公之
(公印省略)

オンライン資格確認のプレ運用の継続
ならびに、顔認証付きカードリーダーに係る「機種未定」
への変更申込みに関する周知について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より、オンライン資格確認について、
下記の事務連絡がございました。

■オンライン資格確認等システムの保険医療機関・薬局でのプレ運用の継続等について（周知）

オンライン資格確認のプレ運用につきましては、(保 332) (情シ 51) 令和 3 年 2 月 1 日「『オンライン資格確認』プレ運用に参加する医療機関・薬局の公募開始について（協力依頼）」において、同システムのプレ運用を開始し、3 月下旬を本格稼働の予定としておりましたが、システムの安定性確保や加入者データの正確性担保などの観点から、引き続き、プレ運用を継続することです。

医療機関に向けてはオンライン資格確認システムの導入を控えていただく趣旨ではなく、遅くとも令和 3 年 10 月までに本格運用を開始予定とのことでした。

また、プレ運用の継続にあたり、「令和 3 年 3 月 31 日までに顔認証付きカードリーダーの申込みを行った医療機関を対象とする追加的な財政補助」の申込み期限の延長は行わないとされています。

日本医師会といたしましては、追加的な財政補助を活用するため、3 月 31 日までに後述する「機種未定」の状態での登録を推奨してまいりましたが、4 月 1 日以降に検討される会員のためにも、延長ではなく新たな建て付けとして同システム導入に関する補助を求めていく所存であります。

■「オンライン資格確認」の顔認証付きカードリーダーに係る「機種未定」への変更申込みに関する会員への周知について（協力依頼）

オンライン資格確認の申込みにつきましては、(保 391) (情シ 59) 令和 3 年 3 月 24 日「オンライン資格確認導入に向けた追加補助の締切及び顔認証付きカードリー

ダー申請に関する補足について」にて、顔認証付きカードリーダーの選択を「機種未定」での申込みが可能となった旨をご連絡いたしました。

日本医師会としては、今般のプレ運用継続を受けて、各医療機関が考慮する時間を確保するため、さらに日付を遡って「機種未定」への変更を行うことができないか申し入れを行った結果、2月1日以降の申込みであれば、「機種未定」への変更が可能となる旨を申し受けました。

顔認証付きカードリーダーを「機種未定」への変更を希望する場合

・令和3年2月1日から2月28日までの申込みを行った医療機関

4月10日（土）までに下記コールセンターまで連絡

・令和3年3月1日以降に申込みを行った医療機関

3月31日までであれば、ポータルサイトでの変更手続きが可能

4月1日以降は、4月30日（金）までに下記コールセンターまで連絡

【問い合わせ先：医療情報化支援基金】

電話番号：0800-080-4583

メールアドレス：contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

また、「機種未定」を選んだ場合は、令和3年6月末までに機種選定が必要ですが、選定しない場合はキャンセル扱いになるとのことです。

日本医師会といたしましては、前述のプレ運用継続もあるため、「機種未定」期間を活用して、導入事業者としっかりご検討いただき、納得された上で導入することを推奨いたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、是非、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【別添資料】

- ・令和3年3月30日付日医宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課名事務連絡「オンライン資格確認等システムの保険医療機関・薬局でのプレ運用の継続等について（周知）」
- ・別紙【医療保険部会資料】オンライン資格確認等システムについて
- ・令和3年3月31日付日医宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課名事務連絡「オンライン資格確認」の顔認証付きカードリーダーに係る「機種未定」への変更申込みに関する会員への周知について（協力依頼）

以上

事務連絡
令和3年3月30日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン資格確認等システムの保険医療機関・保険薬局での
プレ運用の継続等について（周知）

日頃より、貴会におかれましては、医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認等システムについては、令和3年3月4日からプレ運用を開始し、本格稼働は3月下旬からを予定していましたが、システムの安定性確保や加入者データの正確性担保などの観点から、引き続き、プレ運用を継続することといたしました。

プレ運用の継続については、上記のとおりシステムの安定性確保やデータの正確性担保の観点から行うものであり、医療機関・薬局におけるオンライン資格確認システムの導入を控えていただく趣旨ではございません。

本格運用については、遅くとも薬剤情報の閲覧開始を予定している令和3年10月までに開始する予定としています。具体的な日程等については、決定次第お知らせいたしますが、本格運用の開始に向けて、システムの安定性等を検証しながらプレ運用にご参加いただく医療機関・薬局の数を順次拡大したいと考えておりますので、引き続き、プレ運用への参加について、貴会会員の皆様への周知にご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

なお、従来、プレ運用の対象となっていた医療機関・薬局は公募で選ばれた500程度の機関に限定していましたが、本事務連絡をもって、従来の取扱いを終了し、準備できた全ての医療機関・薬局を対象としますので、よろしく願いいたします。

上記については、令和3年3月26日に開催された第142回社会保険審議会医療保険部会において、別紙により説明しておりますので、お知らせいたします。

上記プレ運用の継続に当たり、令和3年3月31日までに顔認証付きカードリ

ーダーを申込みいただいた医療機関・薬局を対象としている追加的な財政補助については、その期限を延長する等の取扱いの変更はございません。今月末までに申込みいただいた医療機関・薬局が対象になりますので、本取扱いに配意の上、引き続き、追加的な財政補助の活用について貴会会員の皆様にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、令和3年4月1日以降は、病院、大型チェーン薬局においては基準とする事業額を上限にその1/2を補助、診療所、薬局においては基準とする事業額を上限にその3/4を補助となります。

また、オンライン資格確認を導入される医療機関・薬局は、既存のシステムを導入したシステム事業者（ベンダー）から不当に高額な見積もりが提示される事例があり、これについての問い合わせを頂いております。この場合、当該見積もりを貴会経由で当課にいただければ、厚生労働省としてシステム事業者と打合せをし、価格の妥当性についてお話しを伺っているほか、個別医療機関・薬局からの相談の対応も行っています。引き続き、貴会会員から対応依頼がありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

電話：03-3595-2174

E-mail: suisin@mhlw.go.jp

オンライン資格確認等システムについて

オンライン資格確認等システムについて

1 現状

(1) 医療機関・薬局

- ・カードリーダーの申込数は約10.3万機関（44.9%）（全体約22.8万機関に対する割合） ※3月21日時点
うち、病院は約5,000（全体約8,000病院の60.4%）、薬局は約4.0万（全体約6万薬局の66.5%）

※ 病院は33道府県で6割超、薬局は36都府県で6割超

国立病院機構、労災病院、JCHO、KKRは100%、都道府県立病院95.1%、市町村立病院93.2%

※ 目標：医療機関等の6割程度での導入（令和3年3月時点）

- ・現在、54の医療機関・薬局において、プレ運用（動作確認）を実施中（3月4日～）

※マイナンバーカードに加え、被保険者証の持参を要請

(2) 保険者

- ・昨年10月から本年2月にかけて、順次、加入者データをオンライン資格確認システム（中間サーバー）に登録
- ・現在、保険者において、データの正確性を確認中

(3) マイナンバーカードの健康保険証利用の申込状況

- ・311万件（8.9%） ※マイナンバーカード交付実施済数3,491万件に対する割合

* 医療機関・薬局に設置した顔認証付きカードリーダーでも申し込みが可能

2 運用開始に向けた課題と対応

(1) 医療機関・薬局

○ 導入準備の状況

- ・ 新型コロナウイルスの影響等によるシステム改修の遅れ
- ・ 世界的な半導体不足によるパソコン調達の遅れ
- ・ 一部カードリーダーメーカーの生産遅れ など

導入準備に遅れ

(プレ運用は、3月4日から500機関で開始予定
だったところ、3月22日時点で54機関)

→ システム改修は徐々に完了見込み

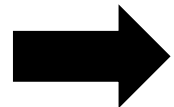
カードリーダーは生産拡大中 (遅くとも6月までには約10万台生産)

パソコンについては、確保に向けて引き続き取組中

○ プレ運用の状況

- ・ 加入者データの不備による資格確認エラー、院内システムへの読み取りエラーなどが発生

→ 加入者データについては、別途対応 (保険者の課題)。その他、検知したエラーについては解決の見込み



システムの安定性等を検証しながら、順次医療機関数を拡大させていく

(2) 保険者

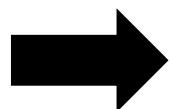
○ データ登録の状況

- ・ コロナ禍による出勤制限等により、データの登録、確認・修正作業に時間を要している
- ・ 保険者が管理・登録している加入者データの正確性に課題
 - － 保険者が登録した個人番号に誤りがある（保険者内での取り違いなどによる）
 - － 被保険者証の情報が登録されていない（保険証発行前に資格を失った場合など。約6.3万件、0.05%）
 - － 被保険者番号が正確ではないもの（データ様式違いにより「●」が含まれる。約0.3万件、0.002%） など

※ その他、海外在住者や、加入者がマイナンバーを提出していない等の理由により、保険者がマイナンバーを登録できないものが約175万件程度ある見込み

* 数字は3月24日時点、割合は医療
保険者等向け中間サーバー登録者数
約1億2,248万人に対する比率

- ・ 準備していたシステム対応では不十分

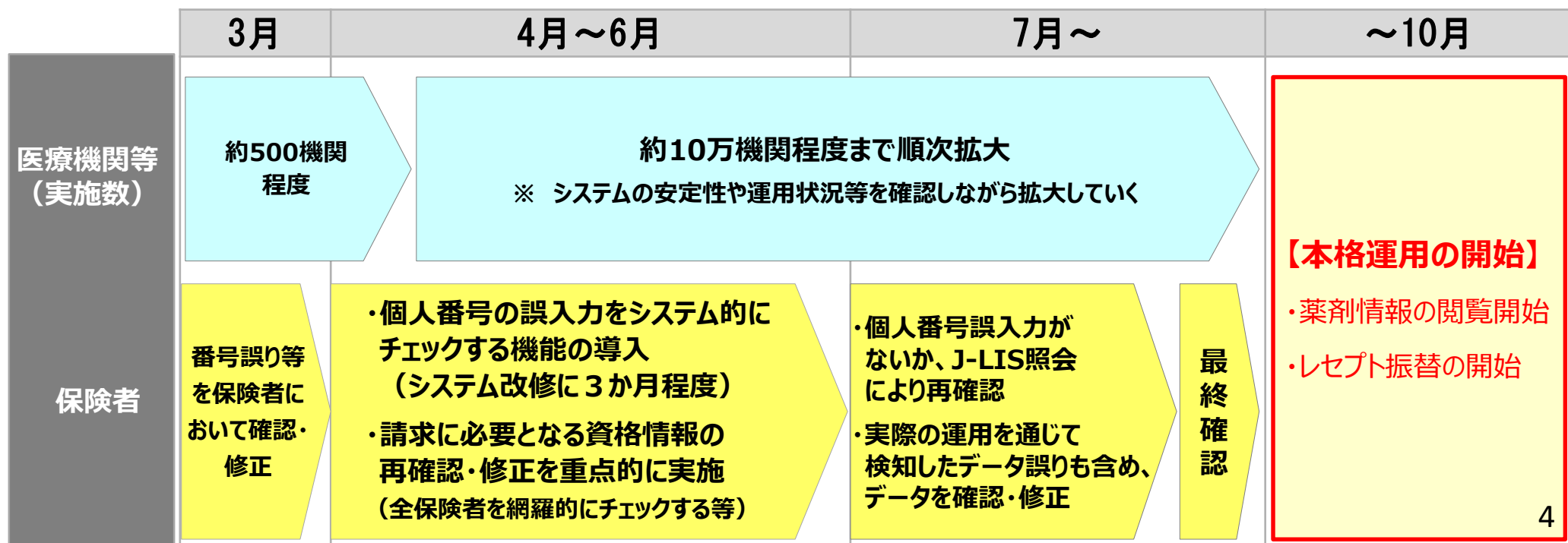


ヒューマンエラーが起こりうることを前提に、システムの対応を強化し、データの精査を行う

3 オンライン資格確認等システムの本格運用の開始時期について

- オンライン資格確認については、骨太の方針2019において、「2021年3月から本格運用する」とされている。
 ※ 「マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図り、2021年3月から本格運用する。」（令和元年6月21日閣議決定）
- 医療機関等・保険者における現状と課題を踏まえ、オンライン資格確認については、システムの安定性確保やデータの正確性担保などの観点から、プレ運用を継続したうえで、遅くとも薬剤情報の閲覧開始を予定している10月までに、本格運用を開始する。
- この間、個人番号の誤りが生じないように、個人番号の誤入力を系統的にチェックする機能を導入する。並行して、実際の運用を行いながらデータを検証し、精度を高めていく。

【本格運用開始に向けた厚生労働省の工程管理スケジュール】



事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 31 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「オンライン資格確認」の顔認証付きカードリーダーに係る「機種未定」への
変更申込みに関する会員への周知について（協力依頼）

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、日々の新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

先般、「オンライン資格確認」の顔認証付きカードリーダー申込みに関する会員への周知について（協力依頼）（令和3年3月24日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）により、顔認証付きカードリーダーの申込みについて、「機種未定」での申込みを受け付ける旨ご連絡したところです。

本件については、すでに機種を決めて申込みをいただいている医療機関・薬局においても、その申込みが令和3年3月1日以降であれば、この「機種未定」に変更することも可能な場合がある旨お知らせしておりましたが、今般、2月1日以降の申込みについても、「機種未定」への変更を可能とすることとしましたので、下記にご配意の上、貴会会員の皆様への周知にご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

記

オンライン資格確認の導入に向けた顔認証付きカードリーダーの申込みについて、すでに機種を決めて申込みをいただいている医療機関・薬局においても、その申込みが令和3年2月1日以降であれば、「機種未定」での申込みに変更することを可能としました。

令和3年2月1日から2月28日までの間に顔認証付きカードリーダーの申込みをされた方で、「機種未定」への変更をご希望される方は、4月10日（土）までに、下記コールセンターまでご連絡下さい（ポータルサイトでの変更手続きはできませんので、ご注意ください）。

令和3年3月1日以降に申し込まれた方は、4月30日（金）までに手続きをお願いします。3月31日までであれば、ポータルサイトでの変更手続きが可能です。4月1日以降は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター】

電話番号：0800-080-4583

メールによる問合せ：ポータルサイトの最下部「メールでのお問い合わせ」：<https://www.iryohokenjyoho-portal.site.jp/inquiry/inquiry.html>

なお、「機種未定」として申込みいただいた後、最終的には、令和3年6月末までに機種を選んでいただきます。（仮に令和3年6月末までに機種選定をされない場合には、申込みのキャンセルとして扱わせていただきます。）

ご不明な点がありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。
何卒、よろしくお願いいたします。

以上

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

電話：03-3595-2174

E-mail: suisin@mhlw.go.jp